

第 40 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 6 月 29 日（火）15：00～15：20
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：鈴木知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、増田廃棄物対策局長、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長、横田南部地域活性化局長、更屋農林水産部長、島上雇用経済部長、小見山観光局長、水野県土整備部長、真弓県土整備部理事、森会計管理者兼出納局長、田中デジタル社会推進局長、木平教育長、喜多企業庁長、長崎病院事業庁長、島田警察本部警備第二課長、高野四日市港管理組合経営企画部長、伊藤四日市市危機管理室長、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 40 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・本日の会議は、三重県リバウンド阻止重点期間終了後の 7 月 1 日以降の県の取組方針の決定及び、県内第 4 波の検証と共有を行うため、開催するものである。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1「新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・県内患者発生状況について、本日時点で累計感染者数は 5,252 人である。5 月中旬以降減少傾向が続いており、本日の新規感染者数は 4 人である。
- ・直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規感染者数は 3.4 人で減少傾向にある。
- ・医療圏別患者発生数は 5 月中旬以降減少傾向が続いており、直近週の人口 10 万人当たりの新規感染者数は全圏域で 5 人を下回っている。
- ・年齢別発生状況については特定の年齢に偏らず、幅広い年齢層で発生してい

る。

- ・感染経路不明率は30%前後で推移していたが、直近週では22%となっている。
- ・県外由来の感染割合は5月以降15%前後で推移していたが、直近週ではやや増加している。
- ・感染経路の詳細について、家庭内感染が約4割前後で推移している。直近週で食事会の割合が5%から17%まで増加しているが、これはクラスターが発生した影響である。
- ・変異株について、N501Y変異（アルファ株）検査の陽性は、6月上旬までに1,263件確認している。6月14日からはこれに替わりL452R変異（デルタ株）検査を開始し、これまで95件中3件の陽性を確認している。
- ・期間別累積感染者数の推移について、第4波の累積患者数は3月1日以降で累積2,712人となっている。1日あたりの感染者数は5月下旬以降減少傾向が続いている。
- ・クラスターが6月に入って4件発生している。
- ・入院の状況について、病床占有率は15.2%、重症者用病床占有率は7.0%で減少傾向が続いている。
- ・モニタリング指標は、直近1週間と先週1週間の感染者数の比較が1.50倍でありステージⅢの水準となっている。これについては6月14日以降、感染者数が1桁台で推移していたが、直近1週間に2桁台に増加した日が3日間連続であったことが影響している。これは、感染者数が少ない状況が継続している場合には急な数値の跳ね上がりによる影響が大きく出るためである。

（日沖危機管理統括監）

- ・ただいまの説明について何か質問はあるか。
- （質疑なし）

議題2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.12」 について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項2「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.12」について総合対策部から説明をお願いします。

（小西危機管理特命監）資料2-1及び資料2-2に沿って説明

- ・まず資料2-1「三重県指針 ver.12」について説明する。
- ・「三重県まん延防止等重点措置」は6月20日で終了したが、感染の減少期にお

いてもしっかりと抑え込んでいくことが重要であるため、6月21日から30日までを「三重県リバウンド阻止重点期間」として、引き続きご協力をお願いしてきた。

- 6月18日時点で、病床占有率をはじめとした政府分科会が示す指標のすべてにおいてステージⅡ以下となった。その後、三重県リバウンドアラートで設定した「新規感染者数が2日間連続17人以上」という指標に近づく日もあったものの、病床占有率等主な指標はさらに改善している。
- また、飲食店への営業時間の短縮要請を行っている四日市市についても、新規感染者数が大幅に減少するなど状況が改善しているため、感染状況の改善傾向は継続していると判断し、「三重県リバウンド阻止重点期間」を当初の予定どおり6月30日で終了したいと考えている。
- 4月20日に三重県緊急警戒宣言を発出してから、2か月を超える長期にわたりご協力いただいた県民の皆様、事業者の皆様に感謝申し上げます。
- 一方で、3月から続いた第4波においては、感染拡大初期に、感染者の急増と合わせて重症者も急増するという、これまでにない傾向が見られた。
- さらに感染力が強いと言われるデルタ株の増加が懸念される中で、今後はこれまでとは異なる対応を迫られることも考えられる。
- このため、感染対策をしっかりと行い、感染者数を増加させないことが、さらに新型コロナウイルスへの最大の対策であるワクチン接種を進めることにつながる。
- こうしたことから、三重県リバウンド阻止重点期間は終了するものの、次の波を起こさない、起きたとしても、短く小さく抑えていくための取組として、三重県指針を改定し、今一度取り組んでいただきたい事項をまとめた。
- 2ページ以降、三重県指針 ver. 11 からの変更点について、下線を引いて整理しており、主なものについて説明する。
- 県民の皆様には、感染力が強いと言われる変異株が次々と確認される中、基本的な感染防止対策として、三つの密だけでなく、一つの密であっても回避することを願います。
- また、これから夏季を迎えるため暑さ対策として、人との間隔をとってマスクを外す、エアコンを使用するなど、熱中症に注意をしながら、感染防止対策をお願いしたい。
- 東京オリンピック・パラリンピックについて、自宅や店舗等において、家族以外の方と集まって観戦することは感染リスクが高まるので、きわめて慎重な検討をお願いしたい。
- また、競技会場での観戦についても、主催者が示すガイドラインに従っていただき、会場への「直行・直帰」等、感染防止対策の徹底をお願いする。これは

特措法に基づく協力要請としている。

- ・移動について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、また、時短要請が出されているエリアには、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けていただきたい。これも特措法に基づく要請としている。
- ・感染防止対策に取り組む店舗を三重県が認証する「みえ安心おもてなし認証制度『あんしん みえリア』」について、積極的な利用を検討いただきたい。
- ・事業者の皆様には、基本的な感染対策の徹底として、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いする。これも特措法に基づく要請としている。
- ・クラスターの発生が懸念される職場においては、従業員の健康状態を把握するための健康観察アプリ等も活用しつつ、抗原定性検査キットを使った検査の積極的な実施をお願いする。
- ・事業者の皆様においても、「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いしたい。また、観光施設における認証制度は6月30日から運用を開始する。
- ・ワクチン接種については、希望者の同意に基づき行われるもので、接種を受けない方への誹謗中傷、偏見や差別を絶対に行わないでいただきたい。
- ・また、SNS上で事実ではない誤った情報が発信されることがあるため、ワクチンに関するものを含めて、根拠が不明な情報を使わず、科学的根拠に基づいた情報を発信する公的機関の情報を確認していただくようお願いする。
- ・モニタリング指標について、三重県リバウンド阻止重点期間中は、モニタリング指標とは別に、「三重県リバウンドアラート」の基準を臨時的に設けていた。
- ・「新規感染者数が2日連続17人以上」という基準については、今後も感染拡大の予兆をとらえるシグナルとして活用することとし、状況に応じた対策を迅速に実施していく。
- ・続いて資料2-2「イベント開催基準等」について説明する。
- ・これまでイベント開催基準については、三重県指針の中で整理していたが、国の通知期間と整合しないことからわかりにくい部分があったため、指針の別冊として整理し直した。
- ・今回の適用期間は7月1日から8月31日までとしており、9月1日以降の取扱については国の方針に従い後日改めてお示しする。
- ・前回からの変更点に下線を引いている。
- ・東京オリンピック・パラリンピックのパブリックビューイングの実施については、極めて慎重な検討をお願いする。
- ・イベントの開催規模について、7月1日から20日までは経過措置を設けており、その後引き続いて7月21日から8月31日までの基準を設けている。
- ・また、国の通知に基づき、収容率の上限を緩和する場合について整理している。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について、何か意見や質問はあるか。

(質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- ・それでは、「三重県指針 ver. 12」及びその別冊について、資料 2-1、2-2 のとおり決定してよろしいか。

(発言無し)

(日沖危機管理統括監)

- ・それではそのように決定する。

議題 3 新型コロナウイルス感染症県内第 4 波について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項 3、新型コロナウイルス感染症 県内第 4 波について、感染症対策部と総合対策部から説明をお願いします。

(中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長) 資料 3 に沿って説明

- ・資料 3 により第 4 波の振り返りの説明をする。
- ・新規感染者の発生状況について、累計感染者数が第 3 波と比べ、第 4 波の方が約 700 人増加している。また、1 日あたりの平均感染者数は約 8 人増加している。
- ・本県における感染のピークは、4 月下旬と 5 月中旬に 2 回発生している。
- ・感染の全国比較では、関西圏においては全国のほかの地域より早く 4 月下旬にピークを迎え、その後、全国と合わせるような形で中京圏のピークが 5 月中旬に来ている。
- ・中京圏の中での比較では、本県は愛知県や岐阜県よりもピークが早く到来した。これについては関西圏の影響を受けたものと考えている。
- ・保健所別の状況について、第 4 波においては北勢圏域が全体の約 7 割を占めている。とりわけ四日市市保健所管内が多く、第 3 波に比べて大幅に増加し 3 割を占めており、ポイントにすると 20 ポイント増である。
- ・年代別に人口 10 万人当たりで比較した場合、20 代の感染者数が最も多くなっている。感染のピークは 20 代では 4 月上旬と 5 月中旬の 2 回発生しており、こうした若い世代に対しては例えば SNS などを活用しながら啓発を行って

いく必要があると考えられる。

- 以降、第3波との比較について、年代別では60代以上の割合が減少したのに対し、30代以下の割合が増加した。
- 感染経路については、家族内や職場内での感染の割合が増加している。一方、医療機関での感染の割合が大幅に減少した。
- 県外由来事例については、4月中旬ごろ関西由来の感染者数が増えた影響で、4月下旬のピークについては関西圏の影響を受けたということが考えられる。
- 県内飲食店由来の感染防止対策の検証では、4月上旬に飲食店由来の感染の割合が増えたが、その後4月下旬に向けて緊急警戒宣言や時短要請等を行ったこともあり、減少に転じている。
- ゴールデンウィーク後は食事会や飲食店由来の感染が継続して発生する状況となったが、これについても、6月以降、まん延防止重点措置等もあり、6月後半にかけて減少に転じている。
- クラスターの発生状況について、高齢者施設や医療機関、事業所での発生が多く、これらが全体の57%を占めている。
- 第3波との比較では、第4波は福祉施設や事業所、飲食店等においてクラスターの件数が増加している。
- クラスターの発生動向については、第3波においては感染者が増加した後にクラスターが発生するという順序を踏んでいたが、第4波では感染者の増加に合わせる形でクラスターも一緒になって発生している。とりわけ事業所や飲食店等のクラスターの割合が高くなっている。
- 医療機関・高齢者施設関係のクラスターについては、感染者発生施設数、感染者数ともに減少している。特に医療機関における1クラスター当たりの感染者数は大きく減少した。これは、医療従事者へのワクチン接種、検査体制の充実、あるいは研修会等の開催等も影響しているのではと考えられる。
- 事業所関係のクラスター分析では、小規模クラスターが多数発生した。調査の中では、間隔が狭く密な環境が見られるとか、あるいは寮や研修などで長時間接触するような機会があったという要因が見られた。
- これについては、企業内の共有スペースでの感染防止対策を、知事からメッセージを発信するなどいろいろな対策を講じたところである。
- 事業所のもう一つの側面としては、感染者に占める外国人住民の割合が高いことがある。全感染者数に占める外国人住民の割合が県内人口に占める外国人の割合に比べると約5倍という状況となっている。
- これについては、通訳体制の整備や啓発用チラシの配布、それから三重労働局との連携の中で感染拡大防止の指導強化を依頼するといった取組を行ってきたところである。

- ・変異株の関係では、N501Y（アルファ株）について、3月14日、県内初の陽性確認後、半月で陽性率82%に達し、その後も90%程度を継続している。
- ・死亡例の検証では、発症から死亡までの期間を14日間以内で比較すると、第3波よりも第4波の方が致死率が高いという結果となっている。
- ・L452R変異株（デルタ株）については、6月以降、国からもスクリーニング検査を強化するよう通知がきており、それを受けて本県としては、先週6月14日以降L452R変異株の検査を開始し、6月23日時点で陽性者が3名判明している。
- ・入院の状況について、4月中旬以降療養者が急増した関係で、病床占有率や重症者用病床占有率が高い水準で推移したところである。
- ・これを受けて、例えば療養体制の対応として、コロナ患者受け入れ病床の確保及び軽症者や無症状患者の療養先の整備のため、対象年齢の引き上げ、あるいは新たな施設確保に取り組んだ。
- ・また、自宅療養者のフォローアップとして、血中酸素濃度を測るパルスオキシメーターの配布についても取り組んだところである。
- ・社会的検査の実施について、重症化リスクの高い高齢者施設等における感染者の早期発見、拡大未然防止という観点から、施設従事者に向けて社会的検査を実施しているところである。
- ・これまでの陽性者は5人、率にして0.009%で、全国平均の約0.03%を下回るという状況である。
- ・加えて、抗原定性検査キットを、外国人労働者を雇用する事業者や医療機関、あるいは高齢者施設に配布し、早期発見に向けての取組を進めている。
- ・28ページは第4波におけるモニタリング指標の推移を表している。
- ・三重県リバウンドアラートについて、過去の本県の傾向から、「新規感染者数が2日連続17人以上」を1つの指標としている。
- ・第4波を踏まえた今後の医療提供体制として、今後、感染力が強いとされるデルタ株の感染拡大が懸念される中での取組として、療養体制については、入院療養、宿泊療養、自宅療養を併用することで、医療機関の負荷を軽減したいと考えている。
- ・また、検査体制については、新たな変異株のスクリーニング検査を行うとともに、社会的検査についても8月以降も引き続き実施する方向で考えている。
- ・ワクチン接種については、高齢者対象の接種の7月までの完了を目指す。
- ・また、職域接種についても、今後の国の動向を見ながら、事業所等の相談に対応していきたいと考えている。
- ・第5波に備えて、モニタリング指標を見ながら感染拡大の傾向をとらえ、迅速な対応をしていく必要があると考えている。

(小西危機管理特命監)

- ・続いて、第4波において講じた措置等の検証について説明する。
- ・31 ページは、表の一番左側にそれぞれの措置の決定日、その右側にその名称と期間、そして県外由来、飲食由来、事業所の三つの視点でそれぞれ主な取組内容について整理をしている。
- ・県外由来については、成果・課題の部分にあるように、4月以降、感染者の急増が見られたが、三重県緊急警戒宣言等、早めの対策を講じるとともに、関西圏や東海三県で連携して取り組み、5月以降の感染者については他県と比べて抑制できたと考えている。
- ・年度替わりやゴールデンウィークに人の移動や集まりが生じたことから、今後は、近隣府県の感染状況を注視して、また変異株の状況も注視して、呼びかけ、人流抑制の対策を講じていく必要があると考えている。
- ・飲食由来については、飲食店への時短要請や見回りなどの取組を行い、県民の行動や事業者の感染防止対策に影響を及ぼすことができ、飲食店由来の感染拡大を抑えることができたと考えている。
- ・一方で、1か月以上に及ぶ時短要請は事業活動への影響が大きく、また長期化による人流の下げ止まりもあった。
- ・事業所については、感染拡大した事業者では、食堂や休憩室等で密になる環境が発生していたことから、感染事例を踏まえた対策について呼びかけを行い、関係機関を通じて周知を行ったところである。
- ・今後テレワークの活用等、職場内での感染防止対策の強化を呼びかけていく必要があると考えている。
- ・次に事業者支援について、協力金、支援金、それぞれの取組について表に整理をしている。
- ・時短要請と併せて協力金や支援金を用意することで、事業者に要請にご協力いただくことができた。
- ・一方で、経営状況が厳しくなっている事業者に対し、国の月次支援金、県の支援金を支給することで、影響を一定緩和できたと考えている。
- ・今後は、こういった事業者の経営状況が深刻になる前に、早期の支払いといった対応が必要だと考えている。
- ・事業者支援の補助金、認証制度、その他について、事業者の感染防止対策の強化促進の補助金や認証制度、さらに県民が安心して飲食店を使っただく環境づくりに取り組んできた。今後は認証店舗数の拡大や、県民の認証店舗利用につなげていく必要があると考えている。
- ・第4波における全体的な対策の効果、今後の方向性として3点整理をした。

- ・一つ目、5月以降については近隣県に比べ感染者数を抑制できており、効果があったと考えている。
- ・引き続き、対策検討会議等の有識者会議の意見やモニタリング指標等を活用して、今後も早期の適切な対策を実施していく。
- ・二つ目、今後はデルタ株の感染拡大が懸念され、第4波以上に多数の感染者が発生する可能性がある。そうした変異株の特徴を捉えて迅速に対応していく必要がある。
- ・三つ目、時短要請については、夜間の人流を一定抑制することができたと考えているが、昼間の人流については大きく減少するには至らなかった。こうした時短要請や外出自粛要請などの強い措置については、適時に実施するとともに、認証制度を進めることにより、事業者に対してしっかりと推進を呼びかけ、またその支援に取り組むことが必要と考えている。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について、何か質問はあるか。
- (質疑なし)

議題4 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・各部からの報告事項があればお願いします。

(野呂防災対策部長)

- ・飲食店の見回り、現地確認の対応について報告をする。
- ・営業時間短縮要請の実態把握については、4月28日以降、県内全域9,149店舗を見回り、99%の店舗でご協力をいただいていることを確認している。
- ・その際要請に応じていなかったことを確認した、まん延防止等重点措置の地域内の50数店舗について、様々な対応を検討したが、まずは協力を得ることが大事であるため、粘り強く働きかけ、法に基づく現地確認等を複数回行った。
- ・その結果、要請に応じていない店舗数が6月13日時点では30数店舗と減少し、働きかけに多数応じていただいた。
- ・結果として多くの飲食店の皆様に協力いただき、感染拡大を抑えることができたと考えている。
- ・今後再び、本県がまん延防止等重点措置区域に指定された場合は、丁寧に協力をお願いすることを基本とするが、県内の感染状況や感染傾向も考慮し、必要と判断した際には、躊躇なく、迅速に、個別要請や命令といった厳しい措置の実施を見据えた指導を行って参りたいと考えている。

(日沖危機管理統括監)

- ・ほかに各部から報告事項はあるか。

(中尾医療保健部理事)

- ・患者の受け入れ病床について、資料3にもあったとおり、第4波において緊急的に確保していた病床を7床減床する一方で、新たに8床を整備していただく医療機関があり、7月1日より435床から436床に変更する。
- ・うち重傷者用病床については、小児の重症化事例はこれまで発生していない現状を踏まえ、小児の重症者用病床の一部を中等症・軽症者用とするなどにより、57床から50床に変更となる。
- ・なお、今後患者が急増する緊急的な事態になった場合においては、さらに追加的に病床を確保する体制としている。

(日沖危機管理統括監)

- ・ほかに報告事項はあるか。

(水野県土整備部長)

- ・特に海岸については、これまでも大人数での飲食が継続的に見られたが、これから海水浴のシーズンとなるため、ますます人が集中することも懸念される場所である。
- ・このため夏休み最初の4連休を始めとして、人が集中する時期について、感染防止対策の徹底について、御殿場海岸や香良洲海岸等で、市町と連携して呼びかけを実施していく。
- ・また、道路情報板でのメッセージについては、引き続き継続して参りたいと考えている。

(日沖危機管理統括監)

- ・ほかに各部から報告事項はあるか。

(発言なし)

議題5 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・知事から「知事指示事項」をお願いする。

(鈴木知事)

- ・ 6月30日をもって「三重県リバウンド阻止重点期間」を終了する。
- ・ しかしながら、ここで対策の手を緩めるとすぐに感染が拡大し、再び県民・事業者の皆様へ厳しい要請をお願いしなければならなくなる。そうならないためにも、「三重県指針」ver. 12を速やかに周知するとともに、改めて気を引き締めなおし、市町や関係機関と緊密に連携し、感染防止対策に取り組むこと。
- ・ ワクチンについては、市町に安定的に供給できるよう、国に対し強く働きかけ、ワクチンの確保に取り組むとともに、市町としっかり連携し、高齢者の次の接種が円滑に進むよう支援すること。
- ・ 第4波では20代を含む若年層が多く感染していた中で、県内高等教育機関の学生は自身が新型コロナウイルスに感染することに對し不安を感じていることがアンケートから明らかになった。こうした不安の払しょくにはワクチンの早期接種が有効であることから、感染防止対策の徹底を呼び掛けることと併せ、ワクチンに関する正しい情報が若者にきちんと届くよう、SNS等も活用して啓発に取り組むこと。
- ・ 高齢者施設や障がい者施設への社会的検査は、集中的に取り組む7月末までの期間においては、万全な検査体制をとるとともに、陽性者が判明した場合には速やかに対応し、感染を抑止すること。
- ・ 飲食店に対する営業時間短縮要請が全県で終了することで、今後県民の皆様が飲食店を利用する機会が増えることが予想される。現在行っている「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」を県民・事業者双方に対し広く周知するとともに、申請のあった施設の認証を速やかに進め、利用拡大に努めること。特に、きちんと対策をしている飲食店の努力が報われるよう、県民の皆様に向けた周知・啓発を行うこと。
- ・ 明日（6月30日）、県内の観光地を安心して訪れることができるための認証制度の要項を発表する。7月中に開始予定の「みえ旅プレミアムキャンペーン（仮）」で県内観光地を訪れる皆様が安心して旅行していただけるよう、事業者へ広く周知し、申請があれば速やかに認証手続きに着手すること。
- ・ 県が行う感染防止対策や事業者支援策は、今あげたものだけがすべてではなく、全部局において、引き続き現場の声を聞きながら着実に対策を行うこと。
- ・ 感染された方やその家族、医療従事者などが、不当な差別や偏見、誹謗中傷やいじめを受けることは決してあってはならない。また、ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、ワクチン接種を受けない選択をした方に対する差別や誹謗中傷はもちろん、接種の強制も許されるものではない。あらゆる機会を活用し、そうした行為を行わないよう呼びかけるとともに相談対応に取り組むこと。

(日沖危機管理統括監)

- 各部局においては、ただいまの指示事項に基づいたしっかりとした対応をお願いする。
- 以上で第 40 回の三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議を終了する。